

	令和7年7月24日（木） 午後2時～午後3時20分
場所	丹波市役所本庁第2庁舎 2階ホール
参加者	馬場会長、福井委員、八木委員、久下委員、小椎尾委員、荻野様（梶川委員代理）、平田委員、谷委員、藤井委員、猪瀬委員、蔭山委員 計11名出席 （欠席：細見副会長、池田委員、上田委員、吉見委員）
会議内容	1. 開会 2. あいさつ 3. 委嘱書の交付 4. 報告事項 （1）介護サービス事業所の新規指定申請について （2）介護サービス事業所の更新指定申請について （3）福祉人材確保対策の取組について （4）地域包括支援センターの令和6年度運営状況及び令和7年度事業計画について （5）認知症高齢者等個人賠償責任保険の実績について （6）補聴器購入費助成の申請状況について 5. 協議事項 第9期介護保険事業計画の進捗について 6. その他 （1）第10期介護保険事業計画の策定スケジュール（案）について （2）令和7年度 第2回運営協議会開催について 7. 閉会

1. 開会

【事務局】

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

開会に先立ちしまして、事務連絡をさせていただきます。本日の会議録調製のため、録音をさせていただきますので、ご了承ください。また、ご発言される場合は、お名前をおっしゃってからご発言くださいますようお願いいたします。

なお、本協議会につきましては、会議録をホームページで公開をさせていただきますので、併せてご了承をお願いします。

次に、欠席のご連絡をいただいております委員になります。学識経験者で、丹波健康福祉事務所の「池田委員」、保健医療関係者で丹波市医師会の「細見委員」、公募委員の「吉見委員」につきましては、事前に欠席の連絡をいただいております。福祉関係者で介護保険サービス事業者協議会の「梶川委員」につきましては欠席の連絡をいただいておりますが、代理として同協議会の通所サービス部会より荻野様にご出席いただいております。まだお見えでない委員につきましては、この後ご出席いただけたと思いますので会議に入らせていただきます。

ただ今から、「第1回丹波市介護保険事業運営協議会」を開催いたします。

本日は委員 15 名のうち、10 名の委員にご出席いただいております、介護保険事業運営協議会運営規則第 5 条第 2 項の規定によります「委員の 2 分の 1 以上の出席」をいただいておりますので会議が成立したことをご報告いたします。

2. あいさつ

【事務局】

続きまして、馬場会長よりごあいさつをいただきます。

(会長あいさつ)

3. 委嘱書の交付

【事務局】

次に委嘱書の交付に移ります。

委員の交替がありましたので、新しい委員に委嘱書を交付させていただきます。

森本福祉部長から委嘱書を交付させていただきます。恐れ入りますが、代表で丹波市ボランティア協会の藤井様に交付をさせていただきます。

(委嘱書交付)

他の委員の皆様には、机上に交付させていただいておりますので、ご確認いただきますようお願いいたします。

委員のみなさま、令和 8 年 5 月 31 日までの約 1 年間、よろしくお願いいたします。

それでは、以後の議事の進行につきまして、会長にお世話になりたいと思います。馬場会長、よろしくお願いいたします。

4. 報告事項

(1) 介護保険サービス事業所の新規指定申請について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

介護保険サービス事業所の新規指定申請について説明

【会長】

ありがとうございました。何かご意見・ご質問はありますか。

(特になし)

(2) 介護保険サービス事業所の更新指定申請について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

介護保険サービス事業所の更新指定申請について説明

【会長】

ありがとうございました。何かご意見・ご質問はありますか。

(特になし)

(3) 福祉人材確保対策の取組について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

福祉人材確保対策の取組について説明

【会長】

ありがとうございました。何かご意見・ご質問はありますか。なければ私から質問させていただきます。

P21 6 取組方策に係る体系表 2 既存事業の見直しと新たな業務支援事業の推進 (1) キャリアアップのための資格取得支援の中にある、福祉事業所で従事するために必要な資格を取得するための研修受講料等を補助する、また事業所等が主催する介護職員実務者研修の開講費用の補助を行うとあります。これはおおよそどのくらいの費用になるのか、そしてこの受講料の補助が介護保険料に反映してくるのか教えていただけますか。

【事務局】

研修受講料の補助や介護職員実務者研修の開講費用の補助については、令和8、9年度からの実施を予定しております。現時点においての具体的な内容はできていませんので、今後、資格取得に当たりどのように補助していくのか、受講いただくケースを想定して検討していく予定でございます。

また、この事業につきましては、市の施策として取り組む予定としておりますので、この費用が介護保険料に影響してくることはありません。

(4) 地域包括支援センターの令和6年度運営状況及び令和7年度事業計画について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

地域包括支援センターの令和6年度運営状況及び令和7年度事業計画について説明

【会長】

ありがとうございました。何かご意見・ご質問はありますか。

【委員】

P36 高齢者外出支援事業について、民生委員も該当する高齢者には案内をさせていただくようになっていますが、『使い勝手が悪いよね』、『もらったけどまだ使っていない』という声を聞きます。期限があるので使い回しはできないと説明しており、『分かっていますよ』と返事はいただきますが、困っているからもらっても上手く使えない現状があるように思います。

令和6年度は685人で998,000円の補助となっており、令和5年度に比べると少なくなっていますが、私たちが訪問させていただく中では『もう少し何とかならないのか』という声を聞いています。

【事務局】

令和5年度から制度を改正し、タクシー・デマンドタクシー・バスの共通券としています。使い勝手が悪いと言われる理由として、一回につき3枚までの使用しかできないというところで、タクシーであれば初乗りで650～700円ほどするかと思いますが、しかし300円しか使えないので、往復であれば600円となりますが、そういったところではないかと考えます。

令和5年度と令和6年度を比較すると、デマンドタクシーの利用が大変増えています。そのあたりも踏まえて、改善できるところは改善していきたいと考えています。

【委員】

P41 事業計画 2 包括的支援事業（社会保障充実分）（4）地域ケア会議推進事業 ①自立支援型個別地域ケア会議にある、規範的統合を行うためとはどういう意味でしょうか。この会議は要支援認定のケアプランを組まれているケアマネさんなどの、そのプランについての会議だったと思いますが、文言の意味を教えてください。

【事務局】

規範的統合とは国がよく使用する言葉で、考え方を同じにするといった意味です。例えば基幹型の包括としては地域支援を第一にその方のプランに組み合わせることを検討して、次にサービスを検討するようにしていきたいと考えており、その考え方を同じにするために研修を行うというところになります。

【会長】

介護保険の認定率も上昇している中で、P30 基幹型の地域包括支援センターの職員が15名から12名に減っている理由と、それにより業務などに支障が生じていないのでしょうか。

【事務局】

介護保険課全体の人数が減ったため地域包括支援センターの職員も減ったというところが大きいですが、その分支障が出たかということについては、係を超えて協力しており、特段支障が出ているというところはないと考えています。

（5）認知症高齢者等個人賠償責任保険の実績について

（6）補聴器購入費助成の申請状況について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

認知症高齢者等個人賠償責任保険の実績、補聴器購入費助成の申請状況について説明

【会長】

ありがとうございました。何かご意見・ご質問はありますか。

（特になし）

5. 協議事項

第9期介護保険事業計画の進捗について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

第9期介護保険事業計画の進捗について説明

【会長】

ありがとうございました。では、なにかご意見、質問はありますか。

【委員】

計画値を上回っているのは介護サービスの予防系ということで、予防系については早くから認定を受けて取り組まれている方が増えているという話でしたが、介護が減っており予防の元気な方が増えているという見方もできると思いますがどうでしょうか。

【事務局】

実際、要支援1、2は増加傾向にあります。一方、要介護は全体として減少しており、前回の協議会でも申し上げたように、要介護5の方が減少しております。早い段階で認定の申請をされ、要支援1、2の段階でサービスを利用させていただいて生活を送っていただく中で、予防にもつながっているのではないかと考えています。

しかし、施設入所は増えており、入所中の方の要介護度が上がってくると給付費も上がってくると考えており、そのあたりは今後の給付費の動向を見る必要があると考えています。

【委員】

施設が増えているというのは、決まった床数がある中で、稼働率もあると思いますが、施設数が変わらない、床数が変わらないという中で、どこまでも増えていくということはないのではないのでしょうか。変わらない中で数字が上下しているということでしょうか。

【事務局】

現在、市内には特別養護老人ホームが6施設、地域密着型の老人ホームが1施設ございます。施設の数に変わりはありませんが、施設入所については、地域密着型であれば市民が利用しますが、それ以外の施設サービスや介護サービスについて、市内在住要件はありません。現状で言えば市内に住所があり、丹波市の介護保険の資格を持っておられますが、実際は市外の施設に入所されている方がおられます。市内の施設の床数は変動がありませんので、それ以外の理由で上がっているということになると、市外の利用者が増えているのではないかと考えております。

【会長】

P65 福祉用具購入件数について、令和6年度に増加している理由を教えてくださいませんか。

【事務局】

分析まではできていませんが、日常の事務を進める中で、福祉用具の購入申請件数が増えてきているというのは感じているところです。今後、購入に関して、ほかのサービスについても同様ですが、原因を分析する必要があると感じております。

福祉用具の購入は在宅生活で使われるということになりますので、在宅での生活環境を整えたい、福祉用具を使って安心して生活したいと思われる方が増えていると考えております。

【委員】

施設関係の要介護4、5の方の利用について、要介護4、5の利用希望者が少ないのは事実です。やはり在宅で、というケースもあったり、最近希望者も増えてきたところもありますが、別の地域では要介護4、5の方を取り合いしているような所もあるようです。丹波市についてはそういうケースは聞いていませんが、実感としては要介護4、5の方が少ないと感じています。

地域での在宅でのサービスを使いながら、入所されるのが入院先からというケースがありますので、施設関係について、要介護3、4、5とある中で要介護4、5の両方取りをしている現状があって、変動があるというのが現状ではないでしょうか。

【事務局】

こちらでも施設の現状はなかなか把握しにくいところではありますので、貴重なご意見をいただきありがとうございます。

【会長】

入所を希望する側、後見人をしている立場からしますと、要介護3の方で、1年以上住むところもなく、帰るところも見えてくれる方もいないという中で、1年以上短期入所を繰り返しながら待機している方がおられます。一方で、要介護4の方については、申し込みをするとすぐに事業所から見に来ていただいて、次の週には入所というケースもあります。

要介護3の方が、施設入所を必要としているのに待機状態になっているという現状について、入所の順序の決め方についても目を向けていただけるとありがたいです。

【事務局】

入所の順位について市が関与できないところではありますが、毎年度、待機者の調べを行う中で、現状についてはつかめておりますので、今後、機会があれば県にもつないでいきたいと思います。

6. その他

(1) 第10期介護保険事業計画の策定スケジュール（案）について

【会長】

事務局より説明をお願いします。

【事務局】

第10期介護保険事業計画の策定スケジュール（案）について説明

【会長】

ありがとうございました。何かご意見・ご質問はありますか。

(特になし)

(2) 令和7年度 第2回運営協議会開催について

【会長】

令和7年度第2回運営協議会について事務局からお願いします。

【事務局】

次回、第2回運営協議会を令和7年11月27日木曜日、午後2時から開催予定としております。会場は今回と同じ丹波市役所本庁第2庁舎2階ホールです。

【会長】

今年度の予定では今後11月、2月の開催となっています。委員のスケジュールを合わせるためにもできるだけ早く日程を示していただけるとありがたいです。

7. 閉会

【会長】

では、これで閉会とさせていただきます。ありがとうございました。